

藤沢市屋外広告物条例に係る許可申請手数料計算書

申請者名: _____

日付: _____ 年 月 日

広告物の種類				【規模(W×H×ヶ所)】				倍率	単位	数量	単価	倍率	手数料
				W	H	ヶ所(面)	㎡	C=㎡/5㎡					
広告板、 広告塔 又はア ーケード に設置 するもの 及び案内板	照明あり	種類						5㎡ (※)					
	照明なし	種類						5㎡ (※)					
			はり紙						枚	100枚 (※)			
はり札等及び電柱又は街灯柱を利用するもの							1枚						
電車又は自動車の外面を利用するもの							1台						
アーチ	照明あり						1基						
	照明なし						1基						
アドバルーン	照明あり						1個						
	照明なし						1個						
立看板								1基					
のぼり旗								1本					
広告幕								1張					
標識柱を利用するもの								1枚					
									合計				

- ・はり紙の枚数が100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、100枚として計算する。
- ・広告等を使用される面の表面積5㎡未満の端数は切り上げとする。
- ・1基の広告塔、広告板に照明装置のある部分と照明装置のない部分が存する場合は、照明のある部分とない部分についてそれぞれ手数料を算定し、その合計を当該広告物についての手数料とする。
- ただし、照明のない部分を照明装置があるものとして算定した場合のほうを上記方法によった場合より手数料が低額になるになる場合においては、全体を照明装置があるものとして算定する。